



ハッケヨーイ のこった! のこった!
寒さなんか へっちゃら
幼稚園 すもう大会 (1月25日)

わたしたちの
版 画



思 い 出

〈与板町版画クラブ〉
小林 久 志

すれちがう人影もなく
とき折もれる 薄陽に
キラキラ 雪片がきらめく
又 舞上る 地吹雪
辺りは そぼそぼしてくる
遠く 灯りが 滲むでる
つまさき 躍る



わが家の
アイドル

大平 忠之 くん
〔本与板〕大平忠英さんの長男

オツシユノ「ちゅうぜんどん」の歌って踊れるスーパーアイドル「ただゆき」です。今1と1/2才です。
近所の人からは、天国のおじいちゃんにそっくりだって言われるんだけど、ボクは内心、色白・マユ毛の薄さ・目の小ささはお父さん、驚異の四等身(早く言えば短足?)と髪の毛の薄いはお母さんゆずりだと思ってる。お母さんにはナイショだよ。
今のボクが一番のお気に入りはハーモニカを吹くこと。吹き終って拍手をもらった時の気分、最高!! 時には自分で拍手しちゃうんだから。大きくなったらオーケストラに入ろうかな、なんちゃって。
大好物はおばあちゃんのくれる「おばあちゃんのぼたぼた焼」。ボク、おしめを替えるの大つきらいなんだけど、ぼたぼたを見せられるとおとなしくなっちゃう。買収に弱いボク……。
おばあちゃんと二人で留守番してるから、ぼたぼた持って遊びに来てネ。待ってまーす。

広 報 よいた
2月 No. 272 (平成元年2月10日)

— 今月のページ —
税の申告・納付は お早めに…2~4
消費税が4月から スタートします…5
フォトニュース…6~7
ほのぼの家族…10
わが家のアイドル…14

* 編集室 *



— 人 口 —
(平成元年1月31日現在)

男	3,689人(±0人)
女	3,874人(+1人)
計	7,563人(+1人)
世帯数	1,810戸(±0戸)
転入	6人
転出	4人
出生	6人
死亡	7人

▼昭和六十三年分の所得税等の確定申告が二月十六日から始まります。
期限間近になると大変混雑しますので、できるだけ早めにお済ませ下さい。
▼雪のないおだやかな日が続いています。昨年同様今年も雪下ろしをしないで済みそうな気がします。
▼もうすぐ平成元年度が始まります。こんな事を企画してみても……アイディアをお聞かせ下さい。

税の申告・納付は、お早め！

税の申告・納付はお早めに

申告期間は二月十六日～三月十五日まで



今年も所得税、町・県民税などの申告受付・相談が二月十六日から始まります。申告期限は、三月十五日までですので、期間中に必ず申告をして下さい。

申告相談を四ページの日程表のとおり実施しますので、申告日程等をお確めに、申告に必要な書類と印鑑をご持参のうえ会場へおいで下さい。所得や税額の計算、申告書の書き方などわからないことがありましたら、この期間中にお気軽ににお出かけ下さい。



▼所得税の確定申告

所得税は、個人が一年間に得た所得金額に応じてかかる税金で、次のような人は確定申告をしなければなりません。期限までに申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならぬこととなりますので、ご注意下さい。

●事業をしている人、不動産収入のある人、土地や建物を買った人などで、昭和六十三年中の所得の合計額が基礎・配偶者・扶養控除などの合計額を超える人。

●給与所得者で、給与の年収が一千万円を超える人。二千万円を超える人。

所以上から給与を受けている人。給与所得以外の所得が二十万円を超える人。

昭和六十三年中に収入があった人。

●昨年確定申告により納税した人などには、申告書が個人宛に送付されますので必ずその用紙で申告して下さい。

なお確定申告をした人は、町県民税(住民税)の申告をする必要はありません。申告書の「住民税に関する事項」の欄に、該当する事項のある方は、漏れなく記入して下さい。

●事業所得や不動産所得、山林所得がある方(青色申告書を提出する場合を除きます)は、確定申告書を提出するときに、その年中の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければならないので、ご注意下さい。

▼町・県民税の申告

●「申告の必要な人」は、昭和六十四年一月一日現在町内に住所を有して、所得税の確定申告をしない方で、次のような人です。

●農業や事業を営んでいる人、地代や家賃・利子・配当がある人、土地や建物を買った人で、



●給与所得者の場合

- ・二カ所以上から給与を受けた人。(恩給・年金も含む)
- ・町に「給与支払報告書」を出されていないところに勤務している人。(家事手伝いも含む)
- ・所得税の源泉徴収を受けなかった日雇所得のある人。
- ・昨年中途で退職した人。

●国民健康保険に加入されている世帯では、町・県民税の申告をしないと、低所得者軽減(六割・四割)や高額療養費の自己負担限度額の軽減が受けられなくなります。

また、申告書が届かなくとも該当する人は、申告して下さい。(用紙は税務課に用意してあります。)

証明等は、この申告に基づき証明されるものですから、忘れずに申告をすませて下さい。

なお、税のいろいろな控除される金額がありますが、申告をしないと、これらの控除が受けられませんので、ご注意下さい。

▼営業業の確定申告

税務署から「はがき」等で申告相談日程についてお知らせがあった方は、必要な書類や印鑑を持って、表にある日程で申告して下さい。

▼土地や建物を買ったときは

所得税は、すべての所得を合計して計算することになります。しかし、土地や建物を買ったときは原則として他の所得と分離して税金を計算することになっています。これを分離譲渡所得といいます。

分離譲渡所得は、譲渡した土地や建物の所有期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に分けられ、それぞれ異なる計算方法で税額を求めます。

分離譲渡所得とは、譲渡した年の一月一日において所有期間が五年を超える土地や一〇年を

超える建物を買ったときの譲渡をいい、これより所有期間の短いものを分離短期譲渡所得といいます。

税額の算出は、分離長期譲渡所得の場合、通常一〇〇万円の特別控除を差し引いた後の金額が四〇〇万円以下であるときは二〇%の税金がかかり、四〇〇万円を超えると他の所得と総合して課税されます。

これに対し、分離短期譲渡所得には、通常特別控除はありませんし、四〇%以上の税金がかかります。

また、次のような譲渡の場合にはそれぞれ特別控除の特例があります。

●マイホームを譲渡したときや、かつて自分が住んでいた家屋とその敷地を、住まなくなった日から



から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡したとき……三、〇〇万円など。

●収入事業のために土地などを買い取られたとき……三、〇〇万円など。

▼確定申告をするとき

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、高額な医療費を支払ったり、新たに住宅を取得した場合などには、確定申告をすることにより所得税が還付される場合があります。

例えば、病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合は、医療費控除として次の算式によって計算した金額が、所得金額から控除されます。

〔算式〕

昭和63年中に支払った医療費の総額……………A

〔負担した医療費〕……………A

10万円又はその年中の所得金額の合計額の5%のいずれか少ない方の金額……………B

A - B = 医療費控除額

●昨年までの5万円が、今年から10万円に改正されました。

申告会場にご持参ください

▼印鑑
昭和六十三年中に、高額な医療費を支払ったときは、その受領書、なお高額療養費等の対象になった場合は、給



付金額の明細。
▼小規模企業共済等掛金の受領書。
▼昭和六十三年中に支払った生命保険や簡易保険、個人年金保険、損害保険料などの支払証明書。
▼申告者が障害者または家族が障害者の場合は、その交付された障害者手帳等。
▼給与や賞金(一時的なもの)、年金、恩給があるときは、その事業主が発行する給与等の支払証明書、および社会保険料の納付明細(家族に該当者がいるときは、その人の支払証明書)
▼営業などの所得がある人は、その收支の明細がわかる資料(記帳されたもの、納品書・受領書等)。
▼農業所得のある人は、おつて農家組合長を経由してお知らせしますが、証明書や受領書等を必ず持参して下さい。
※申告・相談日程等で不明なことがありましたら、役場税務課へおたずね下さい。

第2・第4土曜日は休ませていただきます



- 昭和64年1月から、原則として、国の行政機関は各月の第2、第4土曜日が休みになりました。
- 税務署も、この政府の方針に従い、休ませていただきます。ご協力をお願いします。
- 申告期間中2/25・3/11は休みとなりますのでご注意ください。

申告書等の提出は？

- 税務署には、時間外收受ポストを設置しております。休みの日の申告書等の提出にご利用下さい。
- 申告書等の提出は、郵送でも差し支えありません。

昭和63年分確定申告日程

期日	時間	場所	参集範囲
2月23日(休)	午前9時～午後3時	岩越集落開発センター	馬越岩方
27日(月)	指定された時間	長岡税務署	営庶業確定申告者
28日(火)	午前9時～午後4時	本与板分館	本与板(本村・兜巾堂)
3月1日(休)	午前9時～午後3時	〃	本与板(塩之入・滝谷・当之浦)
2日(休)	午前9時～午後4時	榎原農村センター	榎原
3日(金)	午前9時～午後3時	山沢集落開発センター	山沢
5日(日)	午前9時～午後4時	与板町役場	日曜日でなければ申告できない人
6日(月)	〃	黒川分館	中田 南中 吉津
7日(火)	〃	〃	広野 萬都
8日(水)	〃	与板町役場	町部 倉谷 柳之町 堤下 横町 上町 蔵小路 安永 船戸 中町 泉町 馬場町
9日(木)	〃	〃	町部(上記以外町部)
10日(金)	〃	〃	各地域で申告できなかった人
13日(月)	〃	〃	〃
14日(火)	〃	〃	〃
15日(水)	〃	〃	〃

- ▶ 相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。
- ▶ 営庶業の確定申告は、税務署から「はがき」等でお知らせのあった方に限ります。
- ▶ 還付申告される方は、口座番号が必要です。

消費税が四月からスタートします

今年四月一日から、新しい消費税がスタートします。

この消費税は、商品やサービスの売上げにかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担しますが、納税は製造・卸・小売の各事業者が行うことになっています。そのため各事業者の方には、消費税の仕組みはもちろんのこと、納税事務の手続きをいち早く知っていただく必要があります。

消費に広く薄く課税

消費税は、消費に広く薄く負担を求めており、国内の殆ど全ての取引に対して3%(普通乗用車は平成四年三月まで6%)の税率で課税されます。ただし、土地や有価証券の売却、預金の利子、医療・福祉・教育の一部などには課税されません。また、輸出については免税となっています。

納税義務者は

消費税を最終的に負担するのは消費者ですが、消費税を実際に納税するのは事業者です。ただし、個人事業者については前々

事業年度(これを「基準期間」といいます)の課税売上げが三、〇〇〇万円以下の事業者の方は、納税義務が免除されますので、申告・納税の義務はありません。なお、このような免税事業者でも、課税事業者となることを選択できます。

納付税額の計算

税額の計算は、課税期間(個人事業者はその年、法人はその事業年度)中の売上げに対する税額から、同じ期間中の仕入れに含まれる税額を差し引くだけです。

$$\begin{aligned} & \text{年間課税売上げ} \times 3\% \\ & - \text{年間課税仕入れ} \times 3\% \\ & \hline & \text{納付税額} \end{aligned}$$

簡易課税制度

基準期間の課税売上高が五億円以下の課税事業者について、課税売上高にかかる税額の八〇%(卸売業者は九〇%)を課税

仕入れに含まれる税額とみなすものです。

したがって、この制度を選択した場合には、課税仕入高の計算を行う必要はなく、課税期間の課税売上高だけを基礎として、次の算式により納付する消費税額を計算することができます。

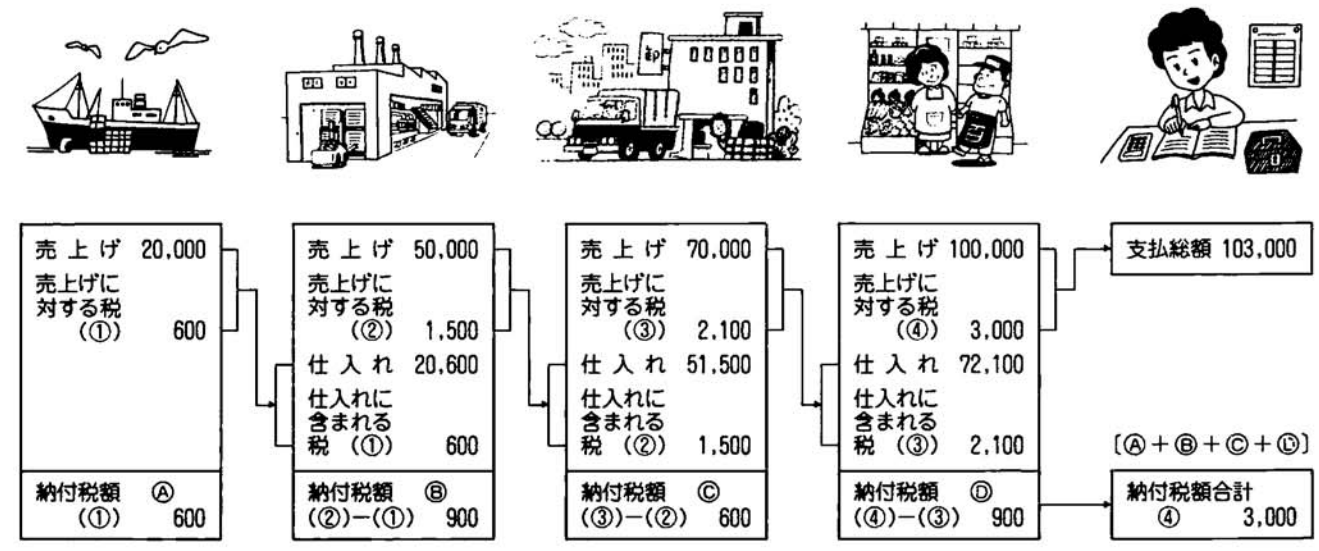
$$\begin{aligned} & \text{課税期間の} \\ & \text{課税売上高} \times 0.6\% \\ & (\text{卸売業者は} 0.3\%) \end{aligned}$$

限界控除制度

課税期間の課税売上高が六、〇〇〇万円未満の課税事業者について、課税売上高に応じて納付する消費税額(本来納付すべき税額)の一部を軽減するものです。

税務署では、消費税についてのいろいろな疑問に答えるため事業者の方に対して、説明会を開催したり、詳しいパンフレットを用意していますので、是非ご利用下さい。詳しくは長岡税務署・税務相談室長岡分室におたずね下さい。

消費税の流れ





痴呆性老人 上手なお世話講座

与板保健所の主催で、痴呆性老人上手なお世話講座が開催されました。みしま園での実習も行われ、寮母さんの指導のもと、痴呆専用棟で実際のお世話を体験しました。短い時間でしたが、参加者の方は初めての経験の方も多く、お世話の大変さを実感されたようでした。



《子どものお城》 与板保育園 新園舎完成



昨年7月下旬から改築工事が進められてきた中町の与板保育園が、12月20日に完成し、去る2月5日に竣工式が行なわれました。

与板保育園は、就学前乳幼児を対象としており、定員は45名です。明るくモダンな園舎には保育室4室のほかに0歳児のための乳児室や沐浴室(おふろ)なども設けられております。一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

なお、先般新年度の入園申請の受付を行いました。現在まだ定員に余裕がございます。入園を希望される方は、役場住民課へ申請されるようご案内いたします。



寒さに負けず 柔道・剣道寒稽古終わる

恒例の与板町柔道クラブ・剣道教室の寒稽古が行なわれました。期間は柔道が1月4日から、剣道が17日からそれぞれ、5日間。寒さに負ける事なく元気で練習にはげんでいました。

今年も大会に向けて頑張ってください。



みんな集まれ!! 勤労青少年ホーム ボウリング大会



ちょっと恥ずかしがりやの君も、スポーツ好きの貴方も、楽しい仲間といっしょにLet's, ボウリング!!

日時 2月26日(日) 正午 ~
会場 見附市ミナミボウル
対象 勤労青少年
定員 25名(定員になり次第締め切り)
参加費 1,000円
申込 詳細の問い合わせは勤労青少年ホーム(☎72-2015)へ。

・勤労青少年ホームではこのほかにもたくさん楽しい行事を企画しております。活気あふれる若人のご参加をお待ちしております。

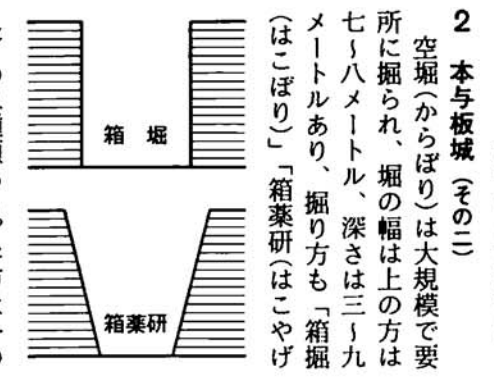
フォト・ニュース



15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	3/1	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	2/16		
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木		
・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分	・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前10時~10時30分 ・乳児健診 母子センター/午後1時より受付 (S 63・10・1) S 63・12・31迄出生児			・行政相談 役場男子厚生室/午後1時30分 ・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 交通安全家庭の日		・一才6か月児健診 母子センター/午後1時より受付 (S 62・6・1) S 62・8・31迄出生児 国際婦人デー	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分 消防記念日			啓蟄		・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 ひな祭り・耳の日		全国緑化運動	全国火災予防運動	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分	・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前10時~10時30分 ・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分	・青少年ホームボウリング大会 見附ミナミボウル	・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時 (S 63・7・1) S 63・9・30迄出生児	・乳児相談 母子センター/午後1時より受付 (S 63・7・1) S 63・9・30迄出生児		・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分		・町民スキーの集い 大和町八海山麓スキー場/午前7時30分役場前受付 雨水・家庭の日	・献血 役場前/午前10時~正午 午後1時~3時	・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時		

ワンダーナンバー(2月16日~3月15日)

一、本与板城と
城主直江実綱



空堀(からぼり)は大規模で要所に掘られ、堀の幅は上の方は七、八メートル、深さは三、四メートルあり、掘り方も「箱堀(はこぼり)」「箱薬研(はこやげん)」の二種類ある。井戸は一の郭の北側約八〇メートルのところにあり、現在埋まっている。なお、東側先端部には空堀がならび、土塁などはなく小規模であるが、本城と一体をなす前方の要害として築かれた、堅固な山城である。

眼下に中越一帯を見渡すことができ、信濃川が東方に流れ、天然の壕でもあり、軍用・交通に利用できた。

為景(ためかげ)・上杉謙信の父晴景(はるかげ)・謙信の兄・上杉謙信の三代の重臣として活躍した。(上杉文書など)

ここで、越後戦乱の時代に簡単にふれておかねばならない。越後の守護(越後を治める役目)上杉房能(ふさよし)は、次第に勢力が弱くなったので、永正四年(二五〇七)関東管領(かんれい)・関東を治める)の兄・上杉顕定(あきさだ)をたより、越後を越えようとしたが守護代(守護の代理役)長尾為景軍に松之山(あまみず)で敗れ切腹した。(安国・志駄文書)



管領塚(松之山・天水守護・上杉房能の死をいたみ、建立された。)

これから、越後は戦乱の時代となってゆくのである。

守護は次の上杉定実(さだざね)となったが、守護代の長尾為景にとって、じやまな存在で永正十一年(二五二四)正月、上

田城下(六日町)で守護側を破り、長尾為景の越後の国主としての座は安定し、越後の統一は強化されたかにみえた。(上杉文書)

しかし長尾為景は越後の実権をにぎったものの、守護は上杉定実であり、守護側の勢力は各地にあって、戦いは絶えなかった。天文五年(二五三六)八月、家督を長男晴景(謙信の兄)に譲り、十二月二十四日この世を去った。(林泉寺旧過去帳)

あとをついだ長尾晴景は反対勢力の揚北(あがきた)・阿賀野川以北の地)と和を結んだり、上田(六日町)の長尾政景に、自分の妹(のちの仙洞院)を嫁がせ(系図要講和した。また守護上杉定実を国主にする譲歩で、国内の一応の安定をみた。

ところで、守護上杉定実には実子がなく、孫にあたる伊達植実(だてうえむね)・羽前国大仏(おおらぎ)・今の福島市)の二男美元(さねもと)を養子にしよると、天文十一年(二五四二)本与板城主直江実綱らを迎えに行かせた。(伊達正統世次考)

この養子問題は複雑で、伊達家に争いをおこし、これが反勢力の揚北におよび、越後はまたまた戦乱となった。守護上杉定実は自信を失い、隠退の気持を晴景につけていた。(上杉文書)

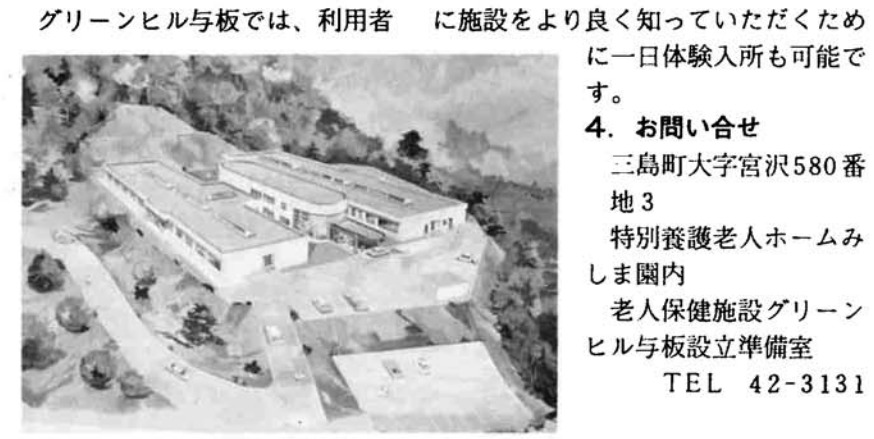
町史編集委員長 小坂 覚 記

老人保健施設「グリーンヒル与板」入所案内

1. 入所の手続き
 - ・入所希望者の募集を開始します。
 - ・所定の申し込み用紙に記入の上、お申し込み下さい。申し込み用紙は、特別養護老人ホームみしま園、又は与板町役場住民課にあります。
 - ・現在入院中の方は、各医師の紹介状も添付して下さい。
 - ・老人医療受給者証所持者以外の方は入所申し込みができません。
2. 費用
 - 医療、生活サービスに係わる診療費用、看護料、介護料、リハビリ料、入浴料、寝具料等は、保険給付されますので必要ありませんが、右記のものは自己負担となります。
3. その他
 - グリーンヒル与板では、利用者

●利用料金表(予定)

基本料金		
区分	日額	月額(30日として)
食費	1,200円	36,000円
日用品費	120	3,600
教養娯楽費	80	2,400
合計	1,400	42,000
特別料金		
おむつ(定時7回他随時含む)	500	15,000
おむつ(夜間のみ)	250	7,500
電気製品持込使用料(1点)	30	900
衣類等洗濯料(1点)	30	
ショートステイ(短期入所)	1,400	
デイケア(通所サービス)	1,100	
室料		
2人部屋(1人)	500	
4人部屋	無料	



に施設をより良く知っていただくために一日体験入所も可能です。

4. お問い合わせ
三島町大字宮沢580番地3
特別養護老人ホームみしま園内
老人保健施設グリーンヒル与板設立準備室
TEL 42-3131

フレッシュヤング



〈上町〉
石橋直周さん

*おつとめは……
長岡の某電気会社です。

*何をしている時が一番楽しいですか……
バンドでギターを弾いている時。

*今一番したいことは……
東京ドームでのライブ・コンサート。

*趣味は何ですか……
音楽を聴いたり、演奏すること。

*理想の女性は……
何でも前向きに考えられる女性。

*結婚について……
その時になったら考えます。

*最後に一言……
勤労青少年ホームで活動していますので、みなさん遊びに来て下さい。

脳卒中・前ぶれに注意

脳卒中は突然おこると思われ、脳梗塞の場合、前ぶれとなる症状がおきていく事がわかってきました。

前ぶれ発作の症状は千差万別ですが、多い症状は後図のようです。

この前ぶれ発作は脳梗塞をおこす警告症状ですが、症状がすぐに良くなってしまうので、軽く見られがちです。しかし、脳梗塞のほとんどは、前ぶれ発作後早ければ1週間から1か月、遅くとも1年以内におきており、大変重要な症状なのです。

脳出血の場合、症状が起きた時は、すでに出血が前ぶれとしての意味はありません。

前ぶれ発作は動脈硬化や心臓病等が原因で、血管の中に血の塊ができ、血液の流れにのっかっているうち脳の血管にひっかかってしまった時におこります。つまり、場所によって、しゃべりが悪くなったり手がしびれたりという具合に、様々な症状がおこってきます。しかし、塊はまだ小さく、ひっかかっていなくても、症状は5分位から長くても1日以内で回復します。

すぐに回復し、後遺症も残らないのですが、脳梗塞発作と同じ事がおきていますので、軽くみずに、早目に治療をうけることが大切です。すでに治療を受けている人は、主治医に症状を話しておくことが大切です。

保健婦さんの
気になる話!

NTTより 電話料金が変わります

◎NTTダイヤル通話料金の一部が2月1日より以下のように改定されます。

*改定区域と10円で話せる時間

改定される区域	改定前			改定後		
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜
隣接区域	80秒(30円)			90秒(20円)		
320km以遠	5秒(360円)	8.5秒(220円)	9秒(200円)	5.5秒(330円)	9.5秒(190円)	10秒(180円)

()内は3分間話したときの料金

*改定される主な区域
隣接区域……三条 小出 十日町 六日町 柏崎 巻
320km以遠……札幌 青森 大阪 広島 福岡

ご寄附のお礼
与板小・中学校児童生徒のために役立つ費用として次のとおりご寄附を頂きました。大変ありがとうございました。
・金 250,000円
〔中町〕 笠原 正雄 様

おむつに係る費用の医療費控除について

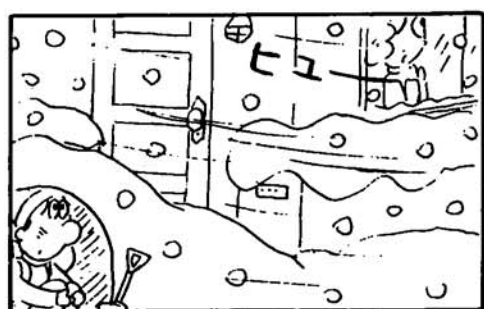
寝たきり老人並びに傷病により寝たきりとなった者の治療を継続的に行っている医師が、その治療上おむつを使用することが必要であることを認め、下記の証明書を発行した場合、おむつに係る費用(紙おむつの購入費及び貸おむつの賃借料)は、医療費控除の対象になります。

1. 対象者
医師の診療時において次の条件のいずれも満たす者。
①傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる者
②当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる者

2. 証明書
①用紙……役場住民課にあります。
②記載者……寝たきり状態の原因となった傷病について継続して治療を行っている医療機関の医師

わが家君

西村 宗



華やかに……

新春町民かるた大会



日本的な正月の遊びはいくつかありますが、古今・新古今和歌集などをうたい、技を競う「かるた会」は雅やかで正月に一番。伝統ある与板白妙会主催で、新春町民かるた大会が1月22日(日)に行なわれ、45名という大勢の方々が参加されました。成績は次のとおりです。

- | | |
|--|---|
| <p>*小学生の部*</p> <p>〈優勝〉本間 章 浩
(6年生・南新町)</p> <p>〈2位〉長谷川 靖
(3年生・南新町)</p> <p>〈3位〉山崎 武雄
(3年生・長丁)</p> | <p>*中学生の部*</p> <p>〈優勝〉佐々木謙太郎
(1年生・下丁)</p> <p>〈2位〉米山 敦
(1年生・長丁)</p> <p>〈3位〉小林 直人
(1年生・長丁)</p> |
|--|---|

「これぞ与板のNo.1」は終わらせて頂きます。ご協力頂きました皆様にお礼申し上げます。大変ありがとうございました。

短歌

忘れなき事のみ多き我にとり照
和は過ぎゆく灰色の空に
真島敦子

大寒のふるさと与板初めての雪
らしき雪降りし落付き
長田芯字

国治め給えし陛下崩御の悲報昭
和は闇に平成生る
吉岡みよ

俳句

風邪に臥し孫の童話を休みけり
一輪子

幾度か夢くり返し風邪重し
臥牛子

孫の来て風邪で臥せお襖越し
奈穂子

教え子の絵馬見つけたり初詣
のぶ志

みあかしを守る人影大旦
のぶ志



ほのぼの家族

〈安永〉石坂 務さん一家
●語り手 石坂 早苗さん

与板町にマイホームを持って、はや10年。はじめは二人だけの甘い出発(たび)だが、今では人生いろいろ、個性いろいろの家族になりました。皆様に私の大切な宝物が順にご挨拶を致します。

ちえ(10才)

① つもやさしいおじいちゃん、おばあちゃん

② っかりネ お母さん

③ きんぎょうばかりのおとうさん

④ ぞく仲良し 元気良しけんこ(7才)

ぼくの頑張る事、今はサッカーと早寝早起きです。

こうた(4才)

お母さん大好き、お父さん大好き、おじいちゃん、おばあちゃん大好き、お姉ちゃん、お兄ちゃん、タクヤもみんな大好き……の甘えん坊です。

たくや(5ヶ月)

「……ニコニコ……」ウエー「……」スヤスヤ

貧乏ひまなし子沢山。そんな我家のお父さん曰く「食べさせねば」と只今仕事熱中時代。

そこでスケッチに柏崎からおじいちゃん参上。「カゼなんかひいていられない」と元氣印。それじゃお母さんのスケッチにとおばあちゃんもハリキリ参上。「子守の事ならおまかせ」とテキパキ。以上こんな我家は毎日超特急。ほのぼの家族と感ずる時はみんなの笑顔と4つの寝顔を見る時かな?

エレクトーンの先生になりたいな

わたしは、エレクトーンの先生になりたいです。そして、小さい子どもたちにいろいろな曲を教えてあげたいです。

だから、今、いっしょうけんめいエレクトーンを練習しゅうをがんばっています。音ぶをおぼえて、見ないでひけるようにしています。ましがうところは何回もやりなおしをします。ペーイスのところが見ないでふむれんしゅうもしています。

今は「ママにささげる歌」をれんしゅうしています。早くごうかくしたいです。そして、もっともっと、たくさん曲がひけるようにがんばりたいです。



ケーキ屋さんになりたい

わたしは、ケーキが大好きです。ケーキやさんのまえをとると、いつもおいしいそうだなとおもったので、小さいころからケーキやさんになりたいとおもっていました。ともだちのあや子ちゃんと一緒にやりたいです。

いちこのケーキやメロンケーキ、チョコレートケーキ、チーズケーキ、それにサンタがついてるケーキもおいしそうだから、つくりたいです。

わたしのいえのちかくにあるケーキやさんのケーキは、とてもおいしいです。わたしも大きくなったら、おいしい、おいしいケーキをつくりたいです。



おまほく
なつたう!!

文芸欄

詩

春の雪
日浦美紗

ヒラヒラと
春の雪が舞う
哀しいまでに
優しく、軽く
風が吹くまま
もて遊ばれるように
やがて
温もり初めた地面の中に
吸い込まれると
短い一生を終る
少しだけ濡れた
小さなしみは
あなたの生きた証し
でもそれも
間もなく消えてしまう
風が吹いて
時が過ぎて……

枯野
黒川弥寿栄

じつと見つめる
枯野のひとところを。

かほそい影が
かたくなにかえりみせず、
遠く、
さらに
遠く、
ついに遠くなる。

お知らせ

スリップ事故に注意!!

例年この時期は、スリップ事故、雪害による歩行者事故など冬期間特有の交通事故が多発する傾向にあります。雪が、今冬は、暖冬小雪であり、暴走運転等交通七悪違反による事故や、歩行者のめいてはいはい、車の直前直後の横断等による事故が多発しています。でも、まだ冬です。スリップ事故に注意し、交通事故を起こさないようにしましょう。



平成元年
交通死亡事故0(ゼロ)
2,000日をめざして

よく見たね
車こないね
渡れるね

●1月31日現在
1588日
継続中!!

農業委員会委員選挙

〔投票日は 3月12日〕

3月30日で任期満了となる、与板町農業委員会委員一般選挙(選挙による委員の定数は12名です)は2月2日開かれた選挙管理委員会が3月7日告示、3月12日投票と決まりました。

◎選挙の日程
3月7日 選挙期日等の告示
立候補届の受付開始(1日)
不在者投票の開始
選挙立会人の届出受付
3月9日 選挙立会人の届出期限
3月11日 不在者投票最終日
3月12日 投票日
即日開票(選挙会)

数日間ほぼ60日以上の方、あるいは10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員のいずれかに該当する者であること。

ただし、いかに選挙資格があっても農業委員選挙人名簿に登録されている方であれば投票することはできません。

◎説明会
立候補の留意事項などについての説明会を次の日程で行いますので、立候補予定者及び関係者はお出席ください。

・日時 2月20日(月) 午前10時
・会場 与板町役場2階会議室

◎立候補の届出
一、届出期間
3月7日(告示日)の午前8時30分から午後5時まで
二、届出場所
与板町役場 第3会議室

◎不在者投票
選挙の当日やむを得ない事情で直接投票所に行けない人が一定の手続きで事前に投票できるいわゆる不在者投票という制度があります。

詳細は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

一、不在者投票期間
3月7日から3月11日まで
二、場所
与板町役場 総務課
三、時間
午前8時30分から午後5時まで
四、必要なもの
印かん

新潟県の最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額		
	時間給	日給	
新潟県最低賃金	457円	3,653円	
産業別最低賃金	食品・飲料・飼料製造業	501	4,007
	繊維工業	472	3,772
	木材・木製品・家具・装飾品製造業	516	4,128
	出版・印刷・同関連産業(選記・職研・複写を含む)	525	4,181
	機械・金属製品等製造業及び自動車整備業	526	4,205
	卸売・小売業(代理店及び仲立業を含む)	491	3,925
	電気機械器具製造業	523	4,184

平成元年 各町内の 委員長さんは次の方々です

町内名	委員長名	TEL	町内名	委員長名	TEL
榎原	小川 清	72-3789	下横町	中村 伸一	72-3991
山沢	久住 隆雄	72-3669	五軒町	池田 豊司	72-3887
倉谷	大橋 貞次	72-3938	稲荷町	坂田 資朗	72-2251
柳之町	風間 三吉	72-4220	原	池田 房栄	72-2057
堤下	波木 喜一郎	72-2528	馬場丁	大平 周三	72-2648
横町	堀 良作	72-2771	泉丁	佐野 一雄	72-2795
蔵小路	岩本 一一	72-2841	長丁	山田 正義	72-2708
上町	滝沢 久威	72-2215	下丁	高橋 元吉	72-2864
安永町	大久保 秀雄	72-4252	本与板	田中 繁	72-4333
船戸	斎藤 惣一郎	72-2205	馬越	真島 照男	72-4400
中町	新木 良三	72-2153	岩方	上原 謙一	72-4411
堂島町	久住 誠治	72-2735	中田	山田 潔	72-3706
水道町	栗林 政雄	72-3263	南中	佐藤 勇	72-3747
南新町	小林 長三郎	72-2668	吉津	小林 寅一	72-3726
中川岸	皆川 重衛	72-2269	広野	長谷川 久雄	72-3654
北新町	田口 正雄	72-3127	萬都	内藤 元一	72-3620

平成元年度 交通災害共済に 家族そろって加入しましょう!!

▼加入資格は共済期間に与板町に住所のある人
加入後共済期間の途中に転出しても委員の資格は失いません。ただし、住所がなくても学生は可。(勤労学生を除く)

▼会費(掛金は一人年額三五〇円)
四月一日以降に加入する場合も同額です。

▼共済期間は毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります。

▼加入の手続きは
町内委員長さんを通じて申込み下さい。(中途加入は直接役場へ)

▼見舞金の請求手続きは
万一、交通事故にあわれたら、次の書類を添えて提出して下さい。
・会員証
・共済見舞金請求書
・交通事故証明書
・医師の診断書
・その他必要に応じて、指定する書類

※用紙類は、役場総務課にあります。

▼見舞金請求期間は一年以内
交通災害を受けた時から一年以内で、一年を経過した場合は請求できません。

▼見舞金の不払い
故意/重大なる過失/無免許運転/飲酒運転/天災地変
このような場合は、見舞金を支払われないこととなります。

※町民スキーの集い※
ご*案*内

日時 2月19日(日)
午前7時30分 役場前集合
(午前8時出発)

会場 大和町八海山麓スキー場

定員 100名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

参加費 (交通費及び昼食含む)
大人 3,000円
中学生以下 2,500円
幼児 1,000円
※リフト代は含まれていません。
※当日取り消しの場合は、お返しできません。

申込 参加費を添えて教育委員会へ。
※小学校3年生以下の参加は保護者同伴で申込下さい。
・1月号で、中学生以下の参加費が2,000円となっていました。2,500円の誤りですので訂正してお詫び致します。
・くわしくは教育委員会へ問い合わせ下さい。

新潟県史刊行の御案内
— 予約募集中 —

新潟県が立県百年の記念事業として編さんを進めている「新潟県史」は、昨年度に続いて、平成元年三月に二巻が刊行されます。本年度刊行予定の別編二巻は、新潟県の歩みと通史編九巻の総索引を併録した「別編一年表・索引」、新潟県内外の諸家・諸機関に所蔵されている当県関係資料の所在状況をまとめた「別編二 資料所在目録」です。

*価格
・別編一年表・索引 3,700円
・別編二 資料所在目録 4,400円

*申込み先
〒950 新潟市新光町4の1
新潟県総務部県史編さん室
025-285-5511
(内 2101)
尚、既刊の三・四巻とも在庫がありますので、御注文下さい。